

刑鑑甲達第12号

平成25年10月10日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察足跡取扱要綱の制定について

福井県警察における足跡の取扱いについては、福井県警察足跡取扱要領の制定について（例規通達）（平成12年刑鑑第2号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、このたび、内容を見直し、別添のとおり「福井県警察足跡取扱要綱」を制定し、平成26年1月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、平成25年12月31日をもって廃止する。

別添

## 福井県警察足跡取扱要綱

### 第1 目的

この要綱は、足跡取扱規則（昭和54年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）及び足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号。以下「細則」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 現場足跡の採取及び送付

- 1 警察本部の事件を担当する課長、隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、規則第3条第1項に基づき採取した現場足跡を、速やかに現場足跡等送付書（別記様式第1号）により、鑑識課長に送付しなければならない。
- 2 警察署長等は、規則第3条第3項に基づく遺留足跡の認定のため必要があると認めるときは、関係者足跡を添えて鑑識課長に送付しなければならない。

### 第3 現場足跡の対照及び回答

- 1 鑑識課長は、現場足跡を受理したときは、資料を判別し、関係者足跡との対照を行い、その結果を現場足跡等回答書（別記様式第2号）により、当該現場足跡を送付した警察署長等に回答しなければならない。
- 2 鑑識課長は、現場足跡のうち必要なものについて写真撮影を行うとともに、保管する現場足跡及び基礎資料と対照を行なわなければならない。

### 第4 現場足跡の保管

- 1 鑑識課長は、第3の規定により処理した後、受理した現場足跡を保管しなければならない。
- 2 現場足跡の保管期間は、次のとおりとする。
  - (1) 現場足跡の保管期間は、7年とする。
  - (2) 重要特異事件、公判中のものその他保管の必要があると認められるものについては、引き続き保管することができる。
  - (3) 被疑者の検挙その他の理由により引き続き保管する必要がないと認められるときは、廃棄することができる。

### 第5 被疑者足跡照会及び回答

- 1 警察署長等は、規則第10条第1項に基づく被疑者足跡の照会を行う場合は、被疑者足跡等照会書（別記様式第3号）により、鑑識課長に照会しなければならない。
- 2 鑑識課長は、被疑者足跡の照会を受理したときは、当該被疑者足跡と保管する現場足跡とを対照し、その結果を被疑者足跡等照会回答書（別記様式第4号）、鑑定書等により、当該被疑者足跡を照会した警察署長等に回答しなければならない。

### 第6 簿冊の備付け及び保存

- 1 警察署長等は、現場足跡にあつては現場足跡等処理簿（別記様式第5号）により、被疑者足跡の照会にあつては被疑者足跡等照会処理簿（別記様式第6号）により処理経過を明らかにしておかななければならない。
- 2 1に規定する簿冊の保存期間は、7年とする。

### 第7 タイヤ痕等の取扱い

タイヤ痕、工具痕その他の痕跡の取扱いについては、規則、細則及び本要綱を準用する。

(別記様式省略)